自然災害、感染症のまん延及び事件・事故発生時の授業実施に関する申合せ

令和3年8月4日 教育改革推進委員会決定

この申合せは、自然災害、感染症のまん延、事件・事故等において、本学の学生及び教職員並びに本学キャンパスに危険がおよぶおそれがある事案(以下「自然災害等」という。) 発生時の授業、試験、研究指導及び学位論文審査(以下「授業等」という。) の実施に関し、必要な事項を定める。

なお、国立大学法人茨城大学危機管理規程に基づく全学危機対策本部が設置された場合は、その決定によるものとする。

1 判断責任者

- (1) 自然災害等の発生時における授業等の実施可否を判断するにあたり、判断責任者を置き、副学長(教育統括)をもって充てる。ただし、第2項イ及びウに規定する自然災害等が発生した場合は、水戸キャンパスにあっては副学長(教育統括)、日立キャンパスにあっては工学部長、阿見キャンパスにあっては農学部長をもって充てるものとする。
- (2) 判断責任者に事故があるときは、代理者がその職務を代行する。
- (3) 代理者は、次表に定めるとおりとし、第一代理者に事故があるときは、第二代理者を充てるものとする。

判断責任者	第一代理者	第二代理者
副学長(教育統括)	全学教育機構長	学務部長
工学部長	工学部長があらかじめ順位を付して指名した副学部長	
農学部長	農学部教務委員長	農学部事務長

2 判断基準

判断責任者は、次の基準のいずれかに該当する又は該当することが十分に予想されると判断した場合、学生の登校を原則禁止し、次項の措置を適用する。

- ア 大規模地震対策特別措置法(大震法)に基づく警戒宣言が発令された場合
- イ 次の地域に気象庁から大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報(特別警報を 含む。)が発令された場合
 - (ア) 水戸キャンパスにおいては水戸市
 - (イ) 日立キャンパスにおいては日立市
 - (ウ) 阿見キャンパスにおいては阿見町
 - (エ) キャンパス外の実習においては実習施設等の所在地

- ウ 次の駅を含む区間の鉄道が自然災害等により運休した又は計画運休が予定されている場合
 - (ア) 水戸キャンパスにおいては水戸駅
 - (イ) 日立キャンパスにおいては日立駅又は常陸多賀駅
 - (ウ) 阿見キャンパスにおいては土浦駅
 - (エ) キャンパス外の実習においては実習施設等の主たる最寄り駅
- エ 感染症がまん延した場合
- オ 事件・事故又は自然災害以外の災害が発生した場合
- カ その他学生及び教職員の安全を考慮すべき事態が発生した場合

3 授業等措置

授業等に関する措置は、自然災害等の状況により次のいずれかとし、休講とした授業については原則として大学が指定している予備日に補講を実施する。

- ア 対面授業・遠隔授業とも休講,学外における実習,iOP その他の教育活動(以下「学 外実習等」という。)は中止。
- イ 対面授業は休講,学外実習等は中止,遠隔授業は時間割どおり実施。ただし,対面授業,学外実習等について対応が可能な場合は次のとおり実施することができ,遠隔授業が実施できない場合は休講とする。
- (ア) 授業計画において対面授業としている授業等

授業担当教員が遠隔授業に変更が可能である場合は、授業担当教員の判断により 遠隔授業を実施することができる。この場合、授業は原則として時間割どおりに実 施するものとする。

なお、授業時間までに遠隔授業の準備が困難である場合はオンデマンド配信による実施も可能とするが、授業内容又は資料を視聴させるだけでなく、当該授業の終了後速やかに設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行い、かつ、当該授業に関する学生の意見交換の機会を確保するものとする。

(イ) 学外実習等

(i) 担当教員が行う学外実習等

遠隔授業に変更が可能である場合は、授業担当教員の判断により遠隔授業 を実施することができる。

(ii) 学外機関等が行う学外実習等(教育実習,介護等体験,インターンシップ, 等)

実習等開設部局と受入れ先との調整の上,実施場所及び移動時における安全が確保されていると判断でき,受入れ先が対応可能な場合に限り,実施することができる。

(ウ) 代替措置

- (i) ネットワーク環境の不調等又は自然災害等の影響により、授業を受講できなかった履修学生に対しては、資料の提供及び学修課題の提出などにより授業の代替措置をとることができる。この場合において、代替措置を履修した学生を出席したものとみなす。
- (ii) 授業担当教員は、(i)の代替措置をとるときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - ① 学修課題は1単位あたり15時間の授業及び30時間の授業外学修として開設している授業科目(主として講義・演習)については概ね5時間を要する内容とし、これ以外の学修時間を設定している授業科目については、当該授業科目1回あたりの授業時間及び授業外学修時間に応じた時間を要する内容であること。
 - ② 提供資料や課題に対して、履修学生からの質問等を受ける時間を設定し、 双方向性を担保すること。

4 情報の共有及び公表

- (1) 判断責任者は、前項の措置を適用する場合は、原則として授業等の前日 17 時までに全学部長及び全学教育機構長にこれを通知するとともに、本学の HP 等で公表するものとする。ただし、授業等の前日 17 時以降に前項の措置を適用する場合は、速やかにこれを行うとともに、本学の HP 等で公表するものとする。
- (2) 前号の規定は、判断責任者が工学部長又は農学部長の場合について準用する。この場合において、「全学部長及び全学教育機構長」とあるのは「副学長(教育統括)」と、「通知」とあるのは「報告」と読み替えるものとし、報告を受けた副学長(教育統括)は、必要に応じて、判断責任者以外の学部長及び全学教育機構長へ通知する。

5 授業担当教員及び学生への周知

第3項の措置について,授業担当教員及び学生への周知方法は次のとおりとする。

ア 授業担当教員(非常勤講師を含む。)

授業等の開設部局(学部及び全学教育機構)から、メール等により周知する。

イ 学生

学務部から、教務情報ポータルシステムにより周知する。

6履修学生への通知

授業担当教員は、次に該当する場合(第3項イのただし書きを適用する場合)には、速やかに当日の授業等の措置内容について教務情報ポータルシステムにより履修学生に通知するとともに、授業開設部局の学務グループに、又は基盤教育については共通教育センターに報告する。なお、教員から学生へこれらの通知がない場合は、対面授業は休講(学外実習等

は中止)、オンラインによる遠隔授業は時間割どおり実施とする。

- ア 授業計画において対面授業としている授業等を遠隔授業(オンデマンド配信含む)に変更して実施する場合
- イ 学外実習等を実施する場合
- ウ 授業計画において遠隔授業(対面授業との併用を含む)としている授業等を休講にする場合

7 その他

- (1) 第3項イにより、授業を遠隔授業に変更した場合、茨城大学学則第31条第5項に規定する多様なメディアを高度に活用して教室等以外の場所で履修させる授業の単位数には算入しない。
- (2) 自然災害に対する休講措置の申合せ(平成 26 年 11 月 14 日全学教務委員会決定,平成 26 年 12 月 16 日大学院教務委員会決定)は廃止する。

この申合せは、令和3年8月4日から実施する。